

5 月 1 1 日 (第 1 号)

令和2年豊能町議会5月会議会議録目次

令和2年5月11日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
町長あいさつ	3
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
（報告）	
第1号報告 専決処分の報告の件	4
第2号報告 専決処分の報告の件	5
（議案提案理由説明・質疑・討論・採決）	
第4号議会議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件	5
第23号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件	6
第24号議案 豊能町税条例改正の件	7
第25号議案 令和2年度豊能町一般会計補正予算の件	7
町長あいさつ	9
散会の宣告	10

令和2年豊能町議会5月会議録（第1号）

年 月 日 令和2年5月11日（月）

場 所 豊能町役場議場

出席議員 11名

1番	長澤 正秀	3番	中川 敦司
4番	寺脇 直子	5番	菅野英美子
6番	永谷 幸弘	7番	井川 佳子
8番	小寺 正人	9番	秋元美智子
10番	高尾 靖子	11番	西岡 義克
12番	川上 勲		

欠席議員 1名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	副 町 長	池上 成之
教 育 長	森田 雅彦	総 務 部 長	内田 敬
まちづくり調整監	松本真由美	保健福祉部長	上浦 登
住 民 部 長	大西 隆樹	都市建設部長	高木 仁
こども未来部長	八木 一史		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	東浦 進	書 記	清水 義和
書 記	田中 尚子		

議事日程

令和2年5月11日（月）午後1時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 第 1 号報告 専決処分の報告の件（豊能町税条例等改正の件）
- 日程第 3 第 2 号報告 専決処分の報告の件（令和元年度豊能町一般会計補正予算の件）
- 日程第 4 第 4 号議会議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件
- 日程第 5 第 2 3 号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件
- 日程第 6 第 2 4 号議案 豊能町税条例改正の件
- 日程第 7 第 2 5 号議案 令和2年度豊能町一般会計補正予算の件

開会 午後1時00分

○議長（永谷幸弘君）

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、令和2年豊能町議会5月会議を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策で議員間の距離をとるため、通常の議席場所から変更しております。また、マスクの着用をしていただいておりますが、発言の際にもマスクの着用のままでお願いいたします。

会議に当たりまして、町長より挨拶がございます。

塩川恒敏町長。

○町長（塩川恒敏君）

皆さん、こんにちは。

5月会議に際しまして御挨拶申し上げます。

議員の皆様には大変お忙しいところお集まりをいただきましてありがとうございます。新型コロナウイルス感染症対策につきましては、町独自ですけれども、まず2月の3日に対策本部を立ち上げ、大阪府とも、そして関係機関と連携を密にしながらとってまいりました。感染防止のために私たちの町主催の行事でありますとかの中止・延期を実施するとともに、小中学校の臨時休業、そして高齢者施設を含めて、公民館、図書館そういう公共施設についても休館をさせていただき、感染防止に努めてまいりました。また、保育所、認定こども園に関しましては、働く保護者の方々のために通常どおり開園を行うなどさせていただきました。特に子どもの居場所づくりとして、留守家庭児童育成室の皆様、そして職員の皆様には大変負担をかけることになりましたけれども、御協力に本当に感謝する次第でございます。町の職員一丸となって感染症対策について、今まで経験のないことで

もございますので、ありとあらゆる内容をつめさせていただきながらきょうまで来た次第でございます。

全国で感染拡大が進む中、4月の7日に国の緊急事態宣言が行われました。住民の皆様には感染予防と、そして不要不急の外出等、本当に負担を強いる内容になりましたけれども、住民の皆様には本当に御理解をいただき御協力をいただいたことに感謝申し上げます。

しかしながら4月の15日、そして17日に陽性確認がされたということで、豊能町も今現在2名の方の陽性が確定、確認されておりますけれども、今現在は自宅療養といえますか、もう期間を過ぎているという状態でございます。その場合において、誰でもがいつでもどこでもかかる可能性があるということで、御自身と御家族の命を守るために必要に迫られたというところで、ゴールデンウィークは特に一層のお願いをさせていただきました。5月の4日ですけれども、今回の国の緊急事態宣言を5月31日まで延長を決定をされました。私たちは大阪府の緊急事態処置と連携をしながらしっかりと進めてまいりたいと思います。ただ、今回の新型コロナウイルス感染症については、私たちの暮らしが本当に一変いたしました。お子さんにとっては学校に行けない、そして職を、いわゆるアルバイト収入といえますか、不安定になった方々もたくさんおられるということで、その方々にしっかりと生活支援で寄り添ってまいりたいというように思います。

本議会におきまして補正予算、第1回目でございますけれども、上程をさせていただいております。まず第一弾ということになりますけれども、御審議いただきたく存じます。また、これまでの町の対応につきましては時系列で先ほども御説明させてい

ただいたとおり、まだまだ不備があるかもわかりませんし、今後たくさん状態で変化が起きてくるというように感じますけれども、それにしっかりと対応していただき、してまいりたいと思いますし、議員の皆様にも御協力をいただくことも多々出てくると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日どうぞよろしく願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

なお、5月会議の会議期間は、本日1日といたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により5番・管野英美子議員及び7番・井川佳子議員を指名いたします。

日程第2「第1号報告 専決処分の報告の件」の報告を求めます。

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

第1号報告、専決処分の報告の件。豊能町税条例等改正の件について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、一部については4月1日から施行されることに伴い、本町においてもこれに合わせて条例を改正する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、税条例等の一部を改正する条例の制定を3月31日に専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

議案書1ページをお開きください。条例の改正点について概要説明資料により御説明いたします。

まず町民税については、給与所得者や公的年金の受給者が提出する扶養親族等申告書の様式の改定に伴う規定の整備をするものでございます。これは、令和3年度の個人町民税からひとり親を所得控除の対象とすることに伴い、前年中に提出する必要のある扶養親族に関する申告書において、個人住民税の非課税の判定に用いるための単身児童扶養者に該当することについての記載を求めないこととなったためです。

次に、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を令和5年度まで3年間延長するものです。優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例とは、都市計画法に基づき1,000平方メートル以上の開発許可を受けた住宅地の造成事業などについて、所有期間が5年を超える土地などを譲渡した場合に譲渡益の2,000万円の以下の部分に対する税率が軽減されるものでございます。

次に、固定資産税の所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応につきましては、近年登記記録上の所有者が死亡している場合の現に所有している者の調査・特定に多大な時間と労力を要していることや、固定資産を使用収益している者がいるにもかかわらず所有者が正常に登記されていない等の理由により、調査を尽くしてもなお所有者が一人も明らかとならず、固定資産税を課することができないといった課題が生じており、こうした課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、現に所有している者の申告の制度化や、使用者を所有者とみなす制度の拡大をするものでございます。

町たばこ税につきましては、輸出または輸出目的で行われる輸出業者への売り渡し

による免税等の適用に当たって必要となる免除事由に該当することを証するに足りる書類の市町村長への提出を不要とする等、手続の簡素化について定めるものでございます。

その他、平成から令和への改元対応のための規定整備、引用法令の条項の移動に伴う改正、その他の規定の整備を行うものでございます。なお、この条例は法の一部施行に合わせ、令和2年4月1日から施行しております。

報告は以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第3「第2号報告 専決処分の報告の件」の報告を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

第2号報告、専決処分の報告の件。令和元年度豊能町一般会計補正予算の件について御説明申し上げます。

本件は3月定例会議にお諮りすることができなかった一般会計補正予算について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

今回の補正予算は、金額の確定が年度末にならざるを得ない基金繰入金及び基金積立金の要因となる予算のみを計上いたしました。

それでは、専決第2号の補正予算書1ページをお開き願います。

一般会計補正予算（第9回）でございます。専決日は令和2年3月31日でございます。第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に1,317万8,000を増額し、総額を72億9,110万円とするものでございます。

それではまず歳出から御説明申し上げます。16ページをお開き願います。

款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の7. 基金管理事業でございますが、基金の運用利子、寄附金、森林環境譲与税をそれぞれ基金に積み立てるものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。9ページをお開き願います。

款2・地方譲与税から14ページの款12・交通安全対策特別交付金までは、いずれも交付額の確定に伴う補正でございます。次の款17・財産収入は基金の運用利子でございます。15ページの款18・寄附金は、一般寄附金及びふるさと寄附金の金額が確定したものでございます。次の款19・繰入金は、今回の補正の財源調整として財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第4「第4号議会議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管野英美子副議長。

○副議長（管野英美子君）

皆さん、こんにちは。

第4号議会議案、豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件。豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月11日提出。

提出者、豊能町議会議員、管野英美子。賛成者、同、長澤正秀、賛成者、同、中川敦司、賛成者、同、寺脇直子、賛成者、同、井川佳子、賛成者、同、小寺正人、賛成者、同、秋元美智子、賛成者、同、高尾靖子、賛成者、同、西岡義克、賛成者、同、川上勲。

提案理由は、豊能町議会議員の議員報酬を減額し、新型コロナウイルス感染症対策の財源とするため。

豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年豊能町条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

10 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬（期末手当の算出の基礎となるものを含まない。）は、令和2年5月1日から令和3年4月30日までの間において、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。

附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和2年5月1日から適用する。

○議長（永谷幸弘君）

本件は、出席議員全員での提案ですので、質疑・討論を省略いたします。

これより採決を行います。

第4号議会議案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第4号議会議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（永谷幸弘君）

日程第5「第23号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第23号議案、豊能町特別職の職員の給

与に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の10ページ、11ページ並びに条例の概要説明資料、新旧対照表をごらん願います。

本件は、新型コロナウイルス感染症対策の財源とするため、特別職の職員の給料の月額を減額するものでございます。

以下、概要説明資料によって御説明を申し上げます。

減額の期間は令和2年5月1日から令和3年4月30日までとし、減額の割合は町長は30%から40%に10%引き上げ、副町長と教育長は10%から15%に5%引き上げるものでございます。この減額は地域手当、期末手当にも反映いたします。

なお、この条例は公布の日から施行し、令和2年5月1日から適用いたします。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第23号議案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6「第24号議案 豊能町税条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

第24号議案、豊能町税条例改正の件について御説明申し上げます。

このたびの新型コロナウイルス感染症についての緊急経済対策における税制上の措置としまして、令和2年2月からの期限までの一定の期間において収入が大幅に減少し、一時に納付が困難と認められる場合について、地方税の徴収を猶予する特例が設けられました。このことに関し、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、その一部について同日から施行されています。このことに伴い、本町においても条例を改正する必要が生じたものでございます。

議案書12ページ、概要説明資料により御説明いたします。

改正後の地方税法附則第59条第3項において準用する法第15条の2は、徴収猶予の申請手続について定めており、同条第6項においては徴収猶予の申請書の提出があった場合、その記載に不備があるときや添付書類の提出がないとき、または添付書類の記載に不備があるときに、提出者に対して当該申請書の訂正または添付書類の提出や訂正を求めることができることについて定めております。そしてその訂正や提出を求められた者は通知を受けた日から当該地方団体の条例で定める期間内に訂正・提出をしなければならないことを同条第8項において定めています。この規定を受けて、条例で定める期間を町条例第9条第7項において国税通則法の規定に準じて20日以内の期間を定めております。今回の地方税の徴収を猶予する特例においても当該規定

を準用することを条例附則第23条として定めるものでございます。

なお、徴収猶予のためのその他の手続に関しましては地方税法において定めておるところでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

これより本件に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第24号議案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。よって第24号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7「第25号議案 令和2年度豊能町一般会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

第25号議案、令和2年度豊能町一般会計補正予算の件について御説明申し上げます。

本件は新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費を補正するものでございます。

補正予算書の1ページをごらんください。一般会計補正予算（第1回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出

予算の総額にそれぞれ20億2,676万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億9,462万円とするものでございます。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの「第1表歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

それでは補正内容につきまして、まず歳出から御説明申し上げます。8ページをお開きください。

款1・議会費、項1・議会費、目1・議会費の1.人件費事業でございますが、第4号議会議案に伴い議員報酬を減額するものでございます。

次に、款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の1.人件費事業でございますが、第23号議案に伴い、町長、副町長の給与を減額するものでございます。

次に目6・企画費の1.人件費事業及び次の9ページの11.特別定額給付金給付事業でございますが、1人10万円を給付する国の特別定額給付金に係る費用を補正するものでございます。

次に目10・防災諸費の2.防災対策事業でございますが、新型コロナウイルス感染症予防対策に係る消毒用アルコールなど防災備蓄品を購入するものでございます。

次に款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費の1.人件費事業と、15.子育て世帯臨時特別給付金給付事業でございますが、児童手当受給世帯に児童1人当たり1万円を給付する国の子育て世帯臨時特別給付金の費用を補正するものでございます。

次に10ページの、同じく社会福祉総務費の16.児童扶養手当受給者臨時特別給付金給付事業でございますが、ひとり親家庭など児童扶養手当受給世帯に1世帯当た

り5万円を給付するものでございます。

次に項2・児童福祉費、目2・児童福祉施設費の2.吉川保育所管理事業及び4.子育て支援センター運営事業、また11ページの目4・育成室運営費の2.留守家庭児童育成室管理事業でございますが、これらはいずれも新型コロナウイルス感染症予防対策に係る消毒用アルコール、空気清浄機などを購入するものでございます。

次に款4・衛生費、項1・保健衛生費、目7・上水道費の1.上水道事業補助事業でございますが、新型コロナウイルス感染症の生活支援策として4カ月間、上水道基本料金を全額免除するため、その相当額を大阪広域水道企業団に対し補填するものでございます。

12ページをお開きください。

款7・商工費、項1・商工費、目1・商工総務費の6.休業要請支援事業でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、大阪府が行った休業の協力要請により影響をこうむった中小企業、個人事業主に対する府の休業要請支援金に係る町負担分を補正するものでございます。

次に款10・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費の1.人件費事業でございますが、第23号議案に伴い教育長の給与を減額するものでございます。

次の2.学校園管理事業は、小中学校の新型コロナウイルス感染症予防対策に係る消毒用アルコールなどを購入するものでございます。

その次の5.学校教育充実事業は、新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業期間の学習のおくれを補完するため、地域や経験者などの御協力を得る謝金などでございます。

13ページをごらんください。13.就学援助臨時支援金給付事業でございますが、

就学援助を受けている世帯に対し、児童生徒1人当たり1万円を給付するものでございます。

次に項4・幼稚園費、目1・幼稚園管理費の2. ひかり幼稚園管理事業及び4. ふたば園管理事業でございますが、新型コロナウイルス感染症予防対策に係る消毒用アルコールなどを購入するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。
7ページへお戻りください。

款15・国庫支出金、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金から目7・商工費国庫補助金であります。今回の補正の財源として国庫補助金を補正するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

これより本件に対する質疑を行います。
ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第25号議案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第25号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、5月会議に付された事件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。5月会議は、本日で閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

異議なしと認めます。よって、5月会議は、本日で閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

本会議閉会に当たり、塩川町長から挨拶がございます。

塩川恒敏町長。

○町長（塩川恒敏君）

閉会に際しまして御挨拶申し上げます。

まず、豊能町議会議員の皆様におかれまして、新型コロナウイルス感染症対策におきまして、議員報酬の減額をいただきましたこと、本当に感謝申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

子どもたちの、そして高齢者の方々も含めた感染予防に対してしっかりと使わせていただきたいというように存じております。

本日、補正予算第1回目でございますけれども、適切に御審議いただき議決を賜りましてありがとうございます。これによりまして生活の困窮者でありますとか、それから全ての方々に対して、そして町民の皆様に対して給付事業ができるということになります。これから見えない敵でございますし、今後どういう形のものが出てくるかもわかりませんが、私たちの暮らし、本当に大きく変化をいたしました。特に小学校の皆さん、そして中学校の皆さんには休校に伴う学力の向上、これを今後もしていかなければなりませんし、オンライン授業でありますとかそういうものもまだ私たちはでき上がっていないというところもありますけれども、そういう部分に関して先駆的な仕組みを今後とも取り入れていき

いというように存じます。

きょうは、今回は子どもさんたちのものがありましたけれども、今後、臨時交付金の使途も含めてですけれども、私たちにとって、町民の方々にとって本当に必要なものに対してかけていきたいということで、それを精査をしながら次の議題に上げさせていただきたいというように思います。本当にお金がかかるものもありますけれども、私たちが必要なものというのは、特にお金のかからない、心のケアでありますとか、そういう部分に対してもきめ細かな活動をしていかないといけないというように町は思っておりますし、町職員の皆さんもその思いでいっぱいでございます。これからたくさんさんの感染予防策、そしてそのものが終息に向けてまだまだ時間がかかってまいりますけれども、私たち職員そして議員の皆さんとともに町民の方々に対してしっかりとケアをさせていただきたいというように存じます。ただ、最後にですけれども、第2波、第3波というのがやはり予想をされておられます。私たちが今までどおりできるということではなく、そのときには次のステップに取り組まないといけないと思いますので、議員の皆様におかれましては御自身の感染予防とともに、また私たちと一緒にあって町民の皆さんに暮らしを支えていきたいと存じますのでよろしく願い申し上げます。

本日は議決を賜りまして本当にありがとうございました。

○議長（永谷幸弘君）

これをもって、令和2年豊能町議会5月会議を閉じ、散会といたします。

本日は大変に御苦労さまでございました。

散会 午後1時31分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

第 1 号報告 専決処分の報告の件（豊能町税条例等改正の件）

第 2 号報告 専決処分の報告の件（令和元年度豊能町一般会計補正予算
の件）

第 4 号議会議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
改正の件

第 2 3 号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件

第 2 4 号議案 豊能町税条例改正の件

第 2 5 号議案 令和 2 年度豊能町一般会計補正予算の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 5番

同 7番